

【EU】鉛規制情報

2023年5月8日、REACH ANNEX17 Entry 63 が改正され、EUにおいて鉛を含むPVC素材が規制されることが発表されました。この改正は、2024年11月29日より適用されます。

改正のポイント

鉛の濃度が塩化ビニル(PVC)素材の0.1重量%以上である場合、その素材を上市したり、PVCポリマーまたはPVCコポリマー製の製品に使用したりすることができなくなります。

- 再生PVCには、特例があります。
- 児童が口の中に入れる可能性がある一般消費者向け製品※ および以下の法令の適用品は、対象外です。
 - ・ Regulation (EC) No 1935/2004：食品接触材料および成形品規則
 - ・ Directive 2011/65/EU：RoHS指令(RoHS2指令)
 - ・ Directive 94/62/EC：包装および包装廃棄物指令
 - ・ Directive 2009/48/EC：玩具指令

原文はこちら(英語ページ)

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/AUTO/?uri=uriserv:OJ.L_.2023.123.01.0001.01.ENG&toc=OJ:L:2023:123:TOC

※「児童が口の中に入れる可能性がある一般消費者向け製品」とは

大人向け製品も該当する場合があります。おしゃぶりなど、乳幼児が口に接触することを本質とする製品だけを指していないことに注意が必要です。

詳細(当センターWebサイト)：<https://www.kaken.or.jp/topics/detail/m65>

改正の経緯

REACH規則制定後、EUにおける特定用途以外での鉛の使用は制限されましたが、規制前に鉛を安定剤として作られたPVC素材が再利用されることがあります。そのような鉛を段階的に廃止していくことが、今回の改定の目的です。

PVC素材の再利用は主に建築用品で多く見られますが、今回の規制はファッション製品にも適用されます。鉛の制限の範囲が広がったことになります。

REACH ANNEX17 Entry 63の規制をまとめると？

- ・ 児童が口の中に入れる可能性がある製品(素材問わず)・・・0.05%(500ppm)未満
- 追加**・ 児童が口の中に入れる可能性のないPVC製品(部材含む)・・・0.1%(1000ppm)未満 ※2024年11月29日から
- ・ 児童が口の中に入れる可能性のないPVC以外の製品(部材含む)・・・規制対象外

安全面を考えると、製品の仕様や素材にかかわらず「0.05%(500ppm)未満」で管理されることをおすすめします。

お問い合わせ

PVC素材は、傘やバッグ、レインブーツ、その他コーティング生地など、ファッション製品においても幅広く使用されています。当センターでは、繊維業界で一般的に用いられる試験方法や基準値を用いた鉛の含有量試験を行っています。

- 鉛の含有量試験(当センターWebサイト)：<https://www.kaken.or.jp/test/search/detail/101>

試験について：

大阪事業所 環境化学分析ラボ
TEL: 078-854-0333

規制について：

国際部 グローバルテクニカルサポート室
TEL: 03-6736-5408